

# ひまわり通信

vol.14 2016 Summer



ブルーインパルス 撮影：七海祥子

## 目次

- 寄稿文：中小企業 登記アラカルト …2  
司法書士：足立直哉先生（司法書士法人 足立古宮事務所）
- 論文：遺産分割と成年後見制度 …4  
弁護士：古川健太郎
- 論文：労働事件の解決～残業代請求について②～ …6  
弁護士：大山晃平
- ご挨拶 …8  
弁護士：石井廣子
- ご挨拶 …10  
弁護士：秋山 俊

## 寄稿文 「中小企業 登記アラカルト」

会社組織であれば、必ず会社の『登記』を備える必要があります。会社は設立登記をすることによって成立しますし、登記の内容に変更が生じたら必ず変更の手続をする必要があります。当然皆様ご承知のことだと思います。そんな登記実務のなかで平素ご相談が多い“ちょっとしたこと”や“普段気にしないようなこと”をご紹介します。

### 本店所在地をどこまで登記する？

会社を設立するときには必ず会社の『本店』を決めなければなりません。つまり会社の住所ですね。この本店の表記について結構ご相談が多いんです。会社の本拠地がマンションの一室だったりビルのテナントスペースだったりすると、マンション名まで入れる？ビル名を入れる？部屋番号を入れる？とお悩みになる方がいらっしゃいます。本店所在地には、地番等までは記載しなければなりません。但しビル名や部屋番号までは必須ではありません。但しこれらを記載しないことで実際に郵送物が届かないなどの支障が出ては困ります。ケースバイケースで考えてみてはいかがでしょうか？代表者の住所も登記簿に記載されますが、これも会社本店の記載と同様に考えていただいて大丈夫です。登記簿は公簿です。全国誰でも見ることができます。中には個人の住所の部屋番号まで記載されたくないという方もいらっしゃると思いますので。

### 役員の去就

会社の役員（取締役や監査役）も当然登記される事項になります。この方々が会社の役員を退く場合や就任する場合のお話しです。

役員が退く場合に代表的な登記の用語で『退任』『辞任』『解任』などがあります。皆様、それぞれの意味の違いをご理解されていますでしょうか？

『退任』は定款に定められた任期を満了した場合

『辞任』は役員側からの意思表示で辞める場合

『解任』は会社側からの意思表示で辞めさせる場合を言います。



司法書士 足立 直哉

～経歴～

出身	八王子
生年月日	昭和46年6月25日
平成6年3月	早稲田大学法学部 卒業
平成7年11月	司法書士試験 合格
平成8年1月	足立司法書士事務所 開設
平成21年4月	帝京大学法学部講師 着任
平成23年11月	司法書士法人 足立古宮事務所 設立
	現在に至る

趣味	釣り・楽器・たまにゴルフ
永年の課題	ダイエット・禁煙





辞任と解任では大きな意味の違いがあることにお気づきでしょうか。殊に解任の場合は、言い換えれば「辞めさせる」訳ですから、後々トラブルにならないように慎重な手続遂行が必要かと思えます。

平成27年2月からの手続的な変更点として、代表取締役等が辞任する場合の辞任届には会社実印の押印や、個人の実印と印鑑証明書が必要になりましたのでご注意ください。

また、役員が会社の登記簿に名を連ねる際に『就任』と『重任』という原因があります。

『重任』は任期満了で退任する役員が、時間的間断なく再度役員に就任することを言います。一方『就任』は役員が新規に就任する場合を言います。過去に役員であった者が再度役員になる場合でも、時間的間断が存在すれば『就任』という表現がなされます。存在すれば『就任』という表現がなされます。

また就任関係の登記手続についても平成27年2月の改正で、従前より印鑑証明書の添付が要求される場合以外でも、住民票や運転免許証等の本人確認ができる書面の添付が必要になりましたので注意が必要です。

## 役員任期大丈夫？

平成18年の会社法改正で、非公開会社（定款・登記簿にて、株式の譲渡につき取締役会や株主総会の承認が必要と規定されている会社）の役員については、任期の上限が10年に延長されました。しかし、この10年任期が適用されるのは定款の内容を変更した会社に限られます。つまり、当然に任期が10年に延長された訳ではありませんのでご注意ください。任期を渡過してしまうと裁判所から罰金・・・なんてことにもなりかねませんので、今一度ご自分の会社の登記内容をご確認なされることをお勧め致します。



## 登記事項？

株式会社を人的構成要素から見ると『株主』と『役員（取締役等）』に分別してみることが出来ます。株主は会社に出資をしている人であり、会社の最高意思決定機関である株主総会を構成する人であり、つまり会社のオーナー（所有者）と言えることが出来ると思います。

一方、役員（取締役、代表取締役や監査役等）は、株主総会で選任された人であって、会社の業務執行やその監査を行う人のことを言います。役員は株主総会で選任され、そして時と場合によっては株主総会にて解任されます。株主と役員が同一人であっても差し支えありません。役員は登記事項です。したがってそのメンバーに変更があれば登記の手続が要求されます。しかし株主は登記事項ではありません。したがって、株主の構成に変更があっても登記手続は必要ありません。「株主の異動があったから登記して！」とお客様からよく相談をいただきますが、株主の異動は登記事項ではないのです。

それと同様、よくいただく相談で「決算期を変更したから登記して！」というの也有ります。決算期は株主同様、登記事項ではないのでその変更があっても登記手続は必要ないのです。

## むすび

以上、思いつくままに書かせていただきましたが“ちょっとしたこと”や“普段気にしないようなこと”は、まだまだ尽きません。次の機会がもしありましたらご紹介させていただければ幸いです。

おわりになりましたが、この機会をいただきました八王子ひまわり法律事務所様をはじめ本稿にお目通しをいただきました皆様へ感謝を申し上げますとともに、皆様のご多幸を祈念申し上げます。終稿とさせていただきます。

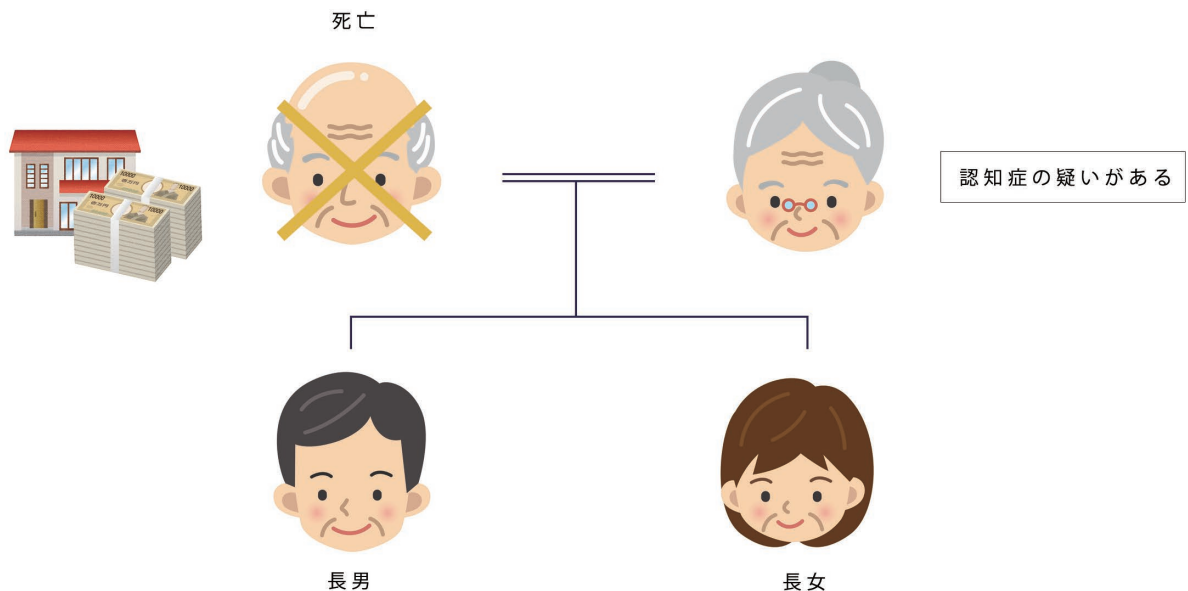
# 遺産分割と成年後見制度



弁護士 古川 健太郎

## ● 遺産分割において成年後見制度の利用が必要となる場合

遺産分割協議においては「相続人全員」による合意が必要です。しかし、相続人のうちに認知症や知的・精神障害のため判断能力が不十分な状態の方がいて、分割協議の内容やその効果をきちんと理解できない場合、その方の署名・捺印がある遺産分割協議書が形式的に作成されたとしても、その分割協議は取り消される可能性があります。このような場合、成年後見制度を利用することで、後見人が判断能力の不十分な方の代理人となり、後に取り消される恐れがない有効な分割協議を成立させることができます。今回は、父が死亡し、母と長男、長女で父の遺産である不動産及び預貯金の分割協議をする場合に、母に認知症が疑われる事例で説明します。



## ● 成年後見制度利用の要否

判断能力が十分かどうかは医師の診断によります。そこで、精神科等の専門医でなくともよいので、かかりつけの医師に診断書を作成してもらいます。裁判所は成年後見手続用の診断書の書式を定めており、下記の裁判所のURLアドレスからダウンロードが可能です。

裁判所 | 後見サイト

<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/koken/index.html>

診断の結果、母の判断能力に問題なしとされれば、母本人の署名捺印で遺産分割が可能です。他方、母の判断能力が不十分とされた場合は、成年後見制度を利用することになります。この場合、家庭裁判所に母の後見人を選任してもらい、後見人の署名捺印で遺産分割をします。





## ● 成年後見人選任手続

成年後見人選任までには、家庭裁判所に申立てをしてから1～2か月を要することが多いです。この申立て手続を弁護士に依頼する場合の手数料は10～20万円であり、その他に登記費用や郵便切手などの実費6,600円が必要となり、鑑定費用5～10万円が必要となることもあります。申立て手続については前述の「後見サイト」で詳しく説明されています。

後見人には長男・長女などの親族がなることもできますが、親族間に争いがあるときや、高額な財産がある場合、協議内容が複雑な場合などは、弁護士などの専門的知識を有する公平中立な第三者が後見人に選任されることとなります。この場合、後見人に1か月あたり3～5万円程度の報酬を支払う必要があります。

遺産分割が終わっても、後見人の職務は原則として母の死亡時までつづきます。また、後見人が管理する財産は母が父から相続した財産だけでなく、母の全財産です。



## ● 後見人による分割協議の注意点

後見人による分割協議の場合、母の利益確保が最優先となります。すなわち、原則的に母の法定相続分を確保した分割内容としなければなりません。もっとも、母自身に既に十分な資産があり、父の遺産を取得しなくても生涯暮らしていけるような場合には、その旨家庭裁判所に説明して母の相続分をなしとする分割協議をすることも可能です。

また、長男・長女などの相続人が母の後見人となる場合には、父の遺産分割について長男・長女と母とは利益相反の関係にあるため、父の遺産分割のためには別途特別代理人を選任し、特別代理人が分割協議を行うこととなります。

## ● まとめ

相続人の中に判断能力が不十分と思われる方がいる場合、後見人の選任が必要か医師に診断を求める必要があります。そして、判断能力が不十分と診断された場合には、後見人をつけなければ分割協議ができません。

もっとも、成年後見制度は、親族の相続問題を解決するための制度ではなく、あくまで本人（被後見人）の権利・利益を包括的に保護するための制度です。したがって、後見人選任手続においては、相続問題だけでなく、本人及び家族の状況をしっかりと把握した上で、本人の権利・利益を保護するためには誰が後見人として相応しいのか検討する必要があります。

ご不明の点がありましたらお気軽にご相談ください。

# 労働事件の解決

## ～残業代請求について②～



弁護士 大山 晃平

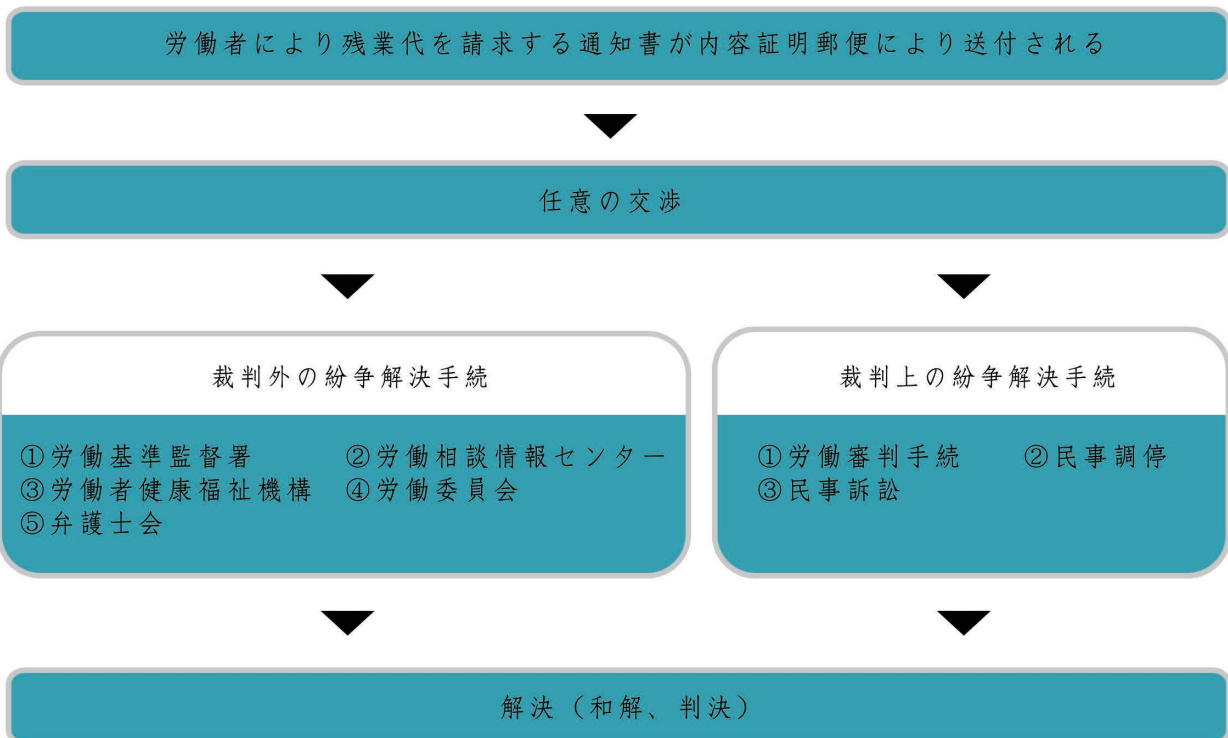
### ● はじめに

前々回より、「労働事件の解決」と題するシリーズを始め、最初のテーマとして残業代請求を採り上げさせていただいております。前々回はその第1回として、そもそも、残業代とは何か、どのように算定するのか等についてお話させていただきました。

今回は、第1回の最後に予告いたしましたとおり、実際に労働者から残業代の支払いを請求された場面を想定し、使用者側の反論の仕方をいくつかご紹介したいと思います。

### ● 残業代の支払いを請求される場面

実際に、労働者から残業代の支払いを請求される場合のパターンとしては、一般的に、以下のような流れになります。



### ● 使用者側からの反論

労働者からの残業代の請求に対し、使用者側からみた場合の反論をいくつかご紹介します。

#### 契約関係が雇用契約ではない

そもそも、当該労働者が労働基準法上の「労働者」に該当しなければ、残業代を支払う必要はありません。

「労働者」か否かにつきましては、契約の形式だけでなく、指揮監督下にあったか、時間的・場所的拘束があったか等、契約の実態に即して判断されます。

#### 算定の基準となる賃金の計算方法が異なる

残業代算定の基準となるべき賃金の計算方法は、賃金の支給形態（時給、日給、月給等）で異なります。

また、算定に際し、除外されるべき手当が算入されていることもあります。



### 実際の労働時間と異なる

労働者は、残業代を請求するにあたり、労働時間数を主張・立証する必要があります。

この観点からの反論としては、たとえば、タイムカード等の客観的な資料がない、使用者側で把握している労働時間数と異なる、休憩時間が含まれている、等の反論が考えられます。

### 残業を命じていない

たとえば、残業を禁止する指示を出していた、あるいは残業については許可制を採用していた、等の反論が考えられます。

もっとも、残業を恒常的に行っていたのに是正の指示を出さなかったような場合には、黙示的に残業を容認、指示していたと評価されることもありますので、具体的なケースにおける判断につきましてはご相談ください。

### 管理監督者である

労働基準法は、「監督若しくは管理の地位にある者」について、労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用を除外しておりますので、当該労働者がこの管理監督者に該当する場合には残業代の支払義務を免れることが可能です。

「管理監督者」に該当するか否かにつきましては、一般に、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者といえるかを実態に即して判断することとなりますが、具体的な判断につきましてはご相談ください。

### 基本給に含まれる形で残業代を支払っている

いわゆる固定残業代制度を採用し、残業代については基本給に定額を組み込んで支払っている旨の反論が考えられます。もっとも、この制度を採用するには、判例上、基本給のうち残業代に該当する部分を明確に区別して合意し、かつ、労基法所定の算定方法による額がその額を上回る時はその差額を当該賃金の支払時期に支払うことを合意した場合のみ、効力が認められるものとされており、具体的なケースにおける判断は、ご相談ください。

### 手当として支払っている

残業代に対応する手当を支払っている場合には、さらに残業代を支払う必要は当然ありません。

もっとも、支給対象者、支給条件、支給額、算定方法等に基づき、残業代に対応するものとして当該手当を支給している事実を主張・立証しなければなりませんので、そのような手当を支払う制度を採用している場合には、見直しの必要性も含めてご相談ください。

### 消滅時効が完成している

賃金債権につきましては、労働基準法により、2年間で時効によって消滅するものとされており、

したがって、仮に、算定上は残業代が発生する場合であっても、労働者が残業代を請求することができたとき、すなわち、賃金の支払期の翌日から起算して2年間経過すれば、この時効を主張することによって残業代の支払いを免れることとなります。

今回で残業代請求につきましては一区切りとさせていただき、第1回とあわせて皆さまのご参考になれば幸いです。各制度の採用の是非や実際に請求されたような場合には、ぜひご相談ください。次回からは、実際によくご相談いただくテーマの一つとして、懲戒処分についてご紹介いたします。

## ご挨拶



弁護士 石井 廣子

### ● ご挨拶

はじめまして。昨年12月から当事務所に入所し、念願の弁護士勤務をスタートしたばかりの石井廣子と申します。これから末永いお付き合いをお願いする皆様方にご挨拶させていただこうと、このような機会を設けていただきました。

「新人」と聞いて若い弁護士を想像した方、期待を裏切ってすみません。この後を読んでいただければお判りのとおり、全く若くはありません。



### ● 経歴

2020年の東京オリンピックではなく、日本で初めてオリンピックが開催された高度経済成長時代に生を受けました。

小学校から高校まで千葉市内で過ごしましたが、実家は大分県にあり、幸いなことに高齢ではありますが両親が健在でそこで生活しています。関アジ、関さばで有名な佐賀関町です。

高校を卒業後は、学費がかからないという理由で看護学校に進学しました。ちょうどバブル経済の絶頂期だったのですが、千葉県の山奥で全寮制、門限厳しく、コンビニに行くにも外出届が必要という環境だったため、バブルの恩恵には全く与かり仕舞いでした。大学に進学した人のように華やかなキャンパスライフとは縁がありませんでしたが、二十歳前後の女子ばかり120名以上の集団生活はそれなりに楽しめましたし、今となっては良い思い出です。ちなみに寮は「ひまわり寮」で、学生全般の愛称は「ひまわりさん」でした。幼稚園は「ひまわり幼稚園」、所属した事務所は「八王子ひまわり法律事務所」と、ひまわりに縁のある人生です。

看護学校を卒業してから、地域中核総合病院に20年間勤務しました。病棟が中心でしたが、他に、救急外来や内視鏡室の専属勤務をしたこともあり、第一種消化器内視鏡技師免許という世間にはほとんど知られていないマイナーな資格を取得しています。仕事にはいつも全力で取り組んでいましたし、看護師の仕事はやりがいがあり、仲間にも恵まれ、辞めたくない気持ちもありましたが、司法試験の勉強をするには忙しすぎたため退職の道を選びました。その後は、夜勤専従のアルバイトをしながら勉強を続けてきました。そこでICUや脳神経外科、心臓血管外科等経験したので、全く経験がないのは耳鼻科、産科、手術室くらいで、ほぼ全科を網羅したと思います。

看護師は人手不足なので、働き方について幅広い選択肢があるというメリットがあります。複数の施設で夜勤を組み合わせると、数ヶ月で新卒者の年収分に相当する収入を得ることも可能です。もっとも平均睡眠時間が1日2～3時間になるため長期間続けると負担は大きいので、数ヶ月が限界です。そういう勤務が出来る体力に恵まれたことには感謝しています。そんな仕事を続けながら勉強し、予備試験を経由して、司法試験に合格できました。





## ● 家族

経歴を聞いた人からは独身と間違われますが、既婚で子供が3人います。民法上の「子」ではありますが、3人も成人しています。三人三様でそれぞれ働いていますが、誰一人法律関係の仕事はしていません。

自宅は、千葉県の真ん中に位置する市原市にあります。長男と二女は独立しているので、夫と長女が自宅で生活しています。そんなわけで、私は気ままな単身赴任生活を楽しんでいます。

また、長男は既に結婚しており、3月中に第一子が誕生しました。私にとっては初孫です。



## ● 弁護士を目指した理由

高校生の頃から漠然と興味があったこと、仕事の関係で通信制の大学に行きましたがそれが法学部であったことなど複数ありますが、直接のきっかけは医療事故を間近に見たことです。

医療は専門性が高く、証拠は医療従事者側に偏在しているため、素人である患者が対等に争うことが困難な分野です。患者が医療従事者と対等に争えるためには、患者側弁護士に専門性が必要だということを感じ、自分がその役を果たせたらと思い、弁護士を目指しました。

## ● 目指す弁護士像

医療訴訟で患者側の弁護をしていきたいことは間違いありませんが、私自身も医療関係の仕事をしてきたのであり、決して医療従事者を敵と思っているわけではありません。むしろ、劣悪な環境で激務をこなしている多くの医療従事者が事故を起こしてしまった場合は、事故を起こした本人も被害者なのではないかと思うことさえあります。事故が起きない環境こそが最も重要であると考えていますので、医療機関に対して、事故防止のシステム構築についてアドバイスできるようになりたいと思っています。

職歴から、医療関係の分野に興味向きがちなのですが、環境保全や公害防止を含む行政関連の問題にも取り組みたいと思い、環境保全委員会に所属する予定です。また、誰にでも起こりうる交通事故や親族関係のトラブルにも対応し、身近な相談相手と思っただけの弁護士を目指します。

## ● 勤務を開始してみて

当事務所に入所したのは、立川での司法修習中に弁護修習先として配属されたのがきっかけです。昨今の厳しい就職状況にあって、就職が難しそうな私に、当事務所の諸先輩弁護士が救いの手を差し伸べてくれたのだと感謝しております。修習で2ヶ月近く通っていたことと生来の図々しさが相俟ってすっかり馴染んでいるといわれています。

税理士や司法書士の先生方の勉強会に参加させていただくことをはじめ、皆様には温かく受け入れていただき大変ありがたく思います。

## ● 終わりに

職歴を通して身につけたコミュニケーション能力やカウンセリング技法を生かして、依頼者の心情に寄り添い、地域に根ざした頼れる弁護士とやっていただけるように切磋琢磨していこうと思います。皆様のお力をお借りして成長し、大輪のひまわりを咲かせたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願い申し上げます。



## ご挨拶



弁護士 秋山 俊

### ● はじめまして

昨年12月に入所いたしました、秋山俊（あきやましゅん）と申します。私のことを少しでも知っていただくためにこの稿を設けていただきました。私は、同期入所の石井のように特殊な経歴もないので、読み飛ばさないでいただけるか不安ではございますが、名前だけでも覚えていただければ幸甚に存じます。

### ● プロフィール

母の実家がある鳥取県米子市で生まれ、父の実家がある東京都杉並区で育ちました。本年で27歳になりましたが、入所するに当たり初めて実家を離れ、現在は八王子市民です。

明治大学付属明治中学、明治大学付属明治高校、明治大学、明治大学法科大学院と、12年間を明治で過ごしました。中学・高校6年間応援団に所属していたこともあり、人一倍母校愛が強く、好きな色はもちろん紫紺です。この応援団は、フジテレビの『ザ・ノンフィクション』という番組で何度かとりあげられたことがあり、私が高校1年生の頃に初回の撮影が行われておりました。ただ、『花の中学生応援団』という副題どおり中学生が主役だったので、私はほとんど映っておりません。

大学では法律相談部という部活に入部し、毎週土曜日に一般の方々から無料で法律相談を受け、OB・OGの弁護士に指導していただきながら回答するという真面目な活動をする傍ら、アルバイトに明け暮れる生活を送っておりました。法科大学院に入学した後は、共に高め合える仲間恵まれ、勉強に勤しみました。そして、一回目の司法試験受験では失敗したものの、二回目の受験で何とか合格することができました。



▲カメラが趣味の兄が撮った鳥取砂丘の空です

### ● 劣等生の転機～弁護士を目指した理由～



▲高校3年生での最後の舞台。変なポーズですが顔は真剣です

私が中学3年生の頃、大平光代さんの『だから、あなたも生きぬいて』という本を読み感銘を受け、弁護士という職業に関心を持ち始めました。当時、法律に関連するドラマ等のテレビ番組が多かった影響もあり、漠然と「大学では法学部に入って法律を勉強してみたい」と考えておりました。その一方で、私は、部活に熱中するあまりか、学校の成績が芳しくありませんでした。高校2年生の夏、応援団でリーダー長という後輩の練習・指導の責任者を任されて以降、団則に「服従」が掲げられているような部活で、当たり前のように後輩が言うことを聞く環境に勘違いし、学校での生活態度も問題視されるようになりました。このような私の成績や生活態度を理由に、母親がよく担任や生活指導の先生に呼び出される高校生活でした。

そんな中、私の態度の悪さが目に余ったのか、学年主任の先生に「絶対にお前を退学にしてやる」と怒鳴られたことがあります。この時、応援団の顧問の山田先生が私を庇ってくださり、私は何とか退学の危機を免れましたが、これをきっかけに私は心を改めました。

その頃、ガンジーの伝記を読んだ私は、本物のリーダー像をガンジーに見出し、非暴力の精神で後輩を指導するうちに生活態度も改められました。ガンジーが元々弁護士であったことから、弁護士の仕事への興味をさらに強めました。

そして、私が高校3年生の頃、家族で弁護士にお世話になりました。世間一般からすれば小さい出来事も、当事者からすれば非常に大きな問題であるということを経験し、その時にお世話になった弁護士の先生が親身に相談に乗ってくださり救われた経験から、“自分もいつか弁護士になって法律問題を抱えている人の力になりたい”と思い、弁護士という職業への憧れが夢に変わりました。



## ● 両親の支え、応援の力～司法試験合格までの道のり～

私が弁護士になりたいと言ったとき、両親は「頼むから普通に就職してくれ。」と言い私を考え直させようとなりました。それぐらい、私にとって弁護士を目指すということは不相応に大きい夢だったのです。

「弁護士に俺はなる」と某漫画の主人公張りに大見得を切ってしまった手前、特に大学院生の頃は、友人とお酒を呑むことも少なく、趣味の麻雀やカラオケもほとんど行かず、大げさではなく毎日朝から晩まで勉強していました。

そんな私を、親戚、恩師である山田先生、同期の友人、先輩や後輩、たくさんの方々が応援してくれました。辛くなったときには、応援してくれる方々に合格の報告をしたいという思いが、受験生活を支えてくれました。そして、何よりも私を支えてくれたのは、両親です。口では「弁護士なんて夢ばかり見るな」というようなことを言っていた両親ですが、父は人よりも就職が遅れて家にお金を入れないばかりか学費もかかる息子のために働き、母は毎晩のように帰りが遅い息子に温かい料理を作って寝ずに待っていてくれました。私が一回目の司法試験に落ちたときも、両親は何も言わず私を見守ってくれました。私が受験生活を乗り切ることができたのは、何よりも両親の支えがあったからだと思います。



▲実家で飼ってる我が家のアイドル、ころん（♀）です

## ● 「たまたま」の連続～多摩での就職～



▲同期の仲間と旅行するのが一番の楽しみです

法曹希望者は、司法試験合格後、1年間の司法修習を行うのですが、私の修習地は第1希望どおり立川でした。立川修習は、東京修習が300人と大規模であるのに対し、24人と少人数で指導も手厚いことから、全国で最も人気があり倍率も高いため、修習地が立川に決まったのは奇跡でした。

そして、私は、修習中に多摩の方々の優しく温かい人柄に触れ、多摩で働きたいと思うようになりました。そんな時に、お世話になった多摩の弁護士に当事務所を勧めていただきました。

しかし、それは当事務所の応募期間経過後でした。私は、その直後、たまたま飲み会でご一緒した真野先生に、無礼承知しかし、それは当事務所の応募期間経過後でした。私は、その直

で履歴書だけでも送らせてくださいと直談判しました。当時はまだ採用する人を決めていなかったことから、面接を受けさせていただくことになったと入所後に聞きました。その時に石井先生を採用することが決まっていたら面接を受けることもできなかったのではないか、という質問は怖くてできません。

私が、当事務所に入所することができたのは、単なる「たまたま」の偶然が重なっただけではなく、多摩の方々がつなげてくださったご縁だと思います。

## ● “心”からのエールを皆様に～弁護士としての抱負～

私は、私を支え応援してくださった方々への感謝の気持ちを忘れずに、今度は私が依頼者の方々に支え応援できるような弁護士になりたいと思っております。私は、弁護士になってまだ日は浅いですが、同じ事件など一つもなく、似たような事件でも依頼者の方々の悩みや疑問が異なるということを日々実感しております。そのため、弁護士は、どんな相談にも対応できる能力が必要であり、日々勉強し続けることが大事だと思います。また、「誰かを応援し『頑張れ』と言うためにはまず自分が頑張らないと相手の心に響かない」という応援団で学んだことから、依頼者の方々に支え応援できるような人間になるために、まず自分自身が努力を怠らず、弁護士としてだけでなく人間としても成長しなければならぬと思っております。

これから、皆様のお力になれるよう、謙虚に、日々自己研鑽に励み邁進する所存でございますので、何卒宜しくお願い申し上げます。

最後まで読んでいただき、誠にありがとうございました。



**八王子** Hachioji Himawari Law Office  
**ひまわり法律事務所**

弁護士 古川 健太郎 弁護士 真野 文 恵  
 弁護士 大山 晃 平 弁護士 内野 裕 介  
 弁護士 石井 廣 子 弁護士 秋山 俊

〒192-0046 東京都八王子市明神町2丁目27番6号 文秀ビル5階

京王線「京王八王子駅」から徒歩1分  
 JR「八王子駅」から徒歩5分

お問い合わせ

**TEL:042-646-2468 FAX:042-643-2451**

**URL:<http://www.8og-himawari.com>**

(事務所ブログ始めました)